

海上自衛隊家族証

海上自衛隊家族証についてよくある質問を取りまとめました。
内容をご確認いただき、この機会にぜひ申請していただければ幸いです。



海上自衛隊家族証ってなに？



海上自衛隊で取り組んでいる家族支援施策です。

隊員家族の皆様が、これまで以上に海上自衛隊の**家族支援に興味を持ち、積極的に参加して**いただけることを目指して、地域・部隊ごとで発行していた家族入門証を海上自衛隊内で共通化しました。これにより、転勤ごとに作り替えていた煩雑な作業を解消し、また隊員が勤務している基地等以外にも入門できる、基地等内外にある商業施設で各種特典が得られるといった機能をプラスしました。

海上自衛隊家族証(以下「家族証」といいます。)を通して、海上自衛隊の活動への理解を深めていただければと思います。

便利な
機能

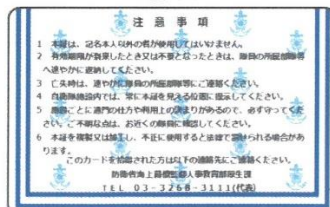
- ① 海自が管理する基地等(一部除く。※1)への通行証として使用できます。
- ② 有効期限内(5年)であれば、何度異動しても作り替え不要です。
- ③ 基地等内外の商業施設で各種特典が得られます！※2

表面



↑ 黒い帯は、海士正帽のペンネントをイメージ

裏面



↑ 海士セーラーの襟をイメージ

※1 家族証で通門できる基地等の最新の情報は海幕厚生課HPでご確認ください。
家族証で通門できない基地等へ入門を希望する場合は、別途入門申請が必要です。

※2 「お得な特典」で細部説明



申請できるのは自衛官だけ？



海上自衛官はもちろんのこと、海上自衛隊の部隊又は機関に勤務している陸・空自衛官、事務官等、非常勤隊員及び防衛省共済組合職員の皆さんが申請できます。(以下「隊員等」といいます。)



家族であれば誰でも交付できるの？



隊員等から見た以下の親族等に対して家族証を交付することができます。

- ア 隊員等から見て1親等以内の親族(配偶者、子、父母など)
- イ 隊員等と同居又は生計を一にする親族(兄弟姉妹、祖父母、孫、叔父伯母など)
- ウ 届出はしていないが、事実上アと同様の関係にあり、交付責任者が確認できる者(内縁の配偶者、その子など)



申請方法は？



以下を準備し、部隊の交付責任者※1若しくは家族証担当者に提出してください。

ア 海上自衛隊家族証交付申請書(以下「申請書」といいます。)※2

イ 家族の写真 ※3

ウ 家族の身元等を確認できる書類(以下「本人確認書類」といいます。)※4

※1 各部隊等の交付責任者は、管理要領通達別冊別表をご確認ください。

※2 海幕厚生課HPからダウンロードできます。

※3 規格：縦3cm×横2.4cm、カラー、背景無地(白色又は薄色)、無帽、正面向きの上半身

※4 本人確認書類は、家族の氏名、生年月日、国籍及び隊員等から見た間柄が確認できる書類です。

申請書裏面に確認できる公的書類等を例示しています。自己申告書以外の各種書類は、交付責任者の確認終了後、返却されます。なお、当該家族の情報が提出済みの人事関係書類で確認できる場合は、閲覧に同意することと公的書類の提出を省略できます。人事関係書類の閲覧同意・不同意について交付申請書上で明示してください。



家族証は直接送られてくるの？



家族証は、交付責任者経由で隊員(家族)に交付されます。

交付責任者から家族証を交付されたら、家族の氏名等に誤りが無いかよく確認してください。家族証を家族へ渡す際には、必ず裏面の注意事項を一緒に確認し、紛失等しないよう十分に気を付けて携帯するようお伝え願います。



家族証を提示して使うときって？



各種手続きや施設等利用のため海自基地等へ来訪した際、入門時に家族証を提示してください。また、基地等内外の商業施設で家族証を提示することで、各種特典を利用できます。

※ 基地等ごとで通門時のチェック方法が異なる、特典を利用する際は事前予約が必要な場合がある等、利用する基地・施設等で対応が異なる場合がありますので、詳しくは海幕厚生課HPで最新の情報をご確認ください。



転勤するときは返納するの？



海上自衛隊で共通化されている家族証のため、有効期限※1内であれば異動先でもそのまま使用できます。※2

ただし、海上自衛官以外の隊員等で、海上自衛隊以外の部隊又は機関へ異動される場合は返却となります。

- 例：① 家族証が交付されている防衛事務官(横監勤務)が中四国防衛局に異動する場合
 ② 家族証が交付されている陸上自衛官(「くにさき」勤務)が陸幕に異動する場合 …etc

※1 家族証の有効期限は交付年月から5年後の同月末日です。

※2 家族証で通門できない基地等へ入門を希望される場合は、別途入門申請が必要です。家族証で通門できる基地等は海幕厚生課HPでご確認ください。



家族証を部隊等に返納するのはどんな場合？



以下の要件に該当する場合、家族証を交付責任者へ返納してください。

- ア 有効期限到来及び汚損・棄損等により再申請し、新しい家族証を交付されたとき
- イ 有効期限は到来したが更新しないとき
- ウ 隊員等が、家族証を交付できる要件から外れたとき(退職、異動※、死亡等)
- エ 家族証が交付されている家族が、隊員等の家族でなくなったとき
- オ 家族証が必要なくなったとき

※ 海上自衛官以外の隊員等が、海上自衛隊以外の部隊又は機関へ異動する場合

！注意！ 家族証は必ず返納していただきます。交換した古い家族証や不要を理由に勝手に廃棄しないようご家族への注意喚起をお願いします。誤って廃棄してしまった場合を含め、家族証を返納できない場合は「亡失届」を提出していただきます。



家族証をなくしてしまったらどうすればいいの？



家族証の紛失に気付いたら、速やかに交付責任者へ連絡※1してください。

交付責任者への連絡後、自宅・職場等をよく探し、紛失時の状況によっては、最寄りの警察署へ「遺失物届」を行ってください。

搜索の結果、家族証を発見した場合は、発見した旨を交付責任者へ連絡してください。

(当該家族証は引続き使用することができます。)

搜索するも家族証を発見できなかった場合は、「亡失届」を作成し、交付責任者へ提出※2してください。

家族証の再交付を希望する場合は、再度申請手続きを行ってください。

！注意！ 家族証の管理については十分に気を付けるよう、日頃から家族へお伝えください。

※1 紛失した家族証が不正使用されることを防止するため、「亡失届」が提出されるまでの間、当該家族証は「停止」扱いとします(「亡失届」の提出を受けて正式に「失効」されます。)

※2 「亡失届」提出後に家族証を発見した場合、当該家族証は失効により使用できないため、交付責任者へ返納してください。